

倫理に関する研修会資料

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業部会

平成20年6月13日（金）

特別養護老人ホーム カーサ・レスパート

14:00～15:00

事業所名 _____

出席者氏名 _____

プロとしての自覚と倫理

社会福祉関係の不祥事が後を絶たない。これを、「社会全体のモラル低下の一現象にほかならない」とか、「多くの職員の中の極少数の行為に過ぎない」などと安易に考えることは許されない。社会福祉職は、医療職に似て、介護や養護を必要とする人々の「人間として生きる」ことに関わる重要な仕事であり、今日においては、その多くが職務の重要性から国家資格となっているところである。利用者に暴力を振るい、利用者の利益を損なうような行為は、そのまま福祉サービスの質の低さを物語る以外の何ものでもないといわれても弁解の余地はないであろう。自立支援あるいは自己実現以前の問題である。プロとしての社会福祉職のあり方が厳しく問われなければならないであろう。

ここでいうプロとは、言うまでもなくプロフェッションの略であって、いわゆるアマ（アマチュア）に対するプロではない。ここで、プロフェッションの意味を明らかにしておこう。一般的には、「学識に裏付けられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育又は訓練によって修得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に提示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動を行い、よって社会全体に尽くす職業」とされる。また、「専門職業人のことをプロフェッショナルというが、これはプロフェス（公言する）という動詞に由来する語で、聖職者、法律家、医師の3つの職能者を指した。この3つの職種は、同業者が集団をつくって、自律的に資格を決めたり、サービスの遂行の仕方などを規制しあうことをプロフェスしたこ

とから、プロフェッションと呼ばれた。」ものであるとされる。プロフェスは、英和辞典では「<人が><事>を[……だと] 公言する、明言する、自分自身は……だと言いきる、断言する」などとあり、「神に誓いを立てて、これを職とする」という意味も含まれている。このように、プロフェッションは、「生計の資を得るためだけの職業ではなく、人間精神の内面に関わり、学問的素養、専門的知識・技能、そして他の如何なる職業にも増して高い倫理性の保持を必要とする職業」を意味する。

プロフェッションには高い倫理性が求められ、そのために、同業集団による自己規律が求められており、日本社会福祉士会や日本ソーシャルワーカー協会、介護支援専門員協会、医師会、看護師会や薬剤師会は、それぞれ自己規律のために独自の倫理綱領を持っている。日本社会福祉士会の倫理綱領を例に挙げれば、人間の生き方に関わる専門職としての社会福祉職にあっては、従事者一人一人が倫理を基盤として、自己規律を厳格に行うとともに、専門職団体として、あるいは、それぞれの施設等においてメンバーに対する規律の保持が強く求められている。説明するまでもなく、その専門職の職務に関する理論や知識について熟知しているということである。熟知しているとは、その人が自分で知っているという自覚を持っているというだけではなく、専門とすることがらについて、①相手よくわかるように説明が出来る、②書くことが出来る、③質問に答えることが出来る、などの能力を持っているということである。「相手の人がよくわかるように……」ということは、相手の人のニーズや能力、「その人のわかり方に応じて」ということであり、その人が、「わかった」と納得できる」ということである。専門職の職務に関する理論や知識は、制度や社会の変動の激しい今日にあっては、過去に学習した理論あるいは知識は役に立たない場合もあるので、常に新しい知識・情報の習得や自己研鑽に努める必要がある。「専門職の地位は、普段の研修の継続によってのみ保持される」といわれるように、弛まない自己研修と、あらゆる機会を利用しての研修によって理論的権威の保持に努めることが求められるのである。

プロの持つべき知識や理論は、実践に裏付けられ実践に生かされるものでなければならない。いわゆる実践知である。理論や知識は、質の高い実践によって深められ、自分のものとして身に付き、権威あるものともなっていくのである。理論や知識は、実践によって深められ、実践は理論や知識によって磨かれ質の高いものになっていくのである。実践に裏付けられ、実践に生かされない理論や知識は空理空論である。

専門職には、とりわけ高い倫理観の保持が求められる

～専門職の倫理と倫理綱領～

道徳性や倫理観を持つことは専門職のみに求められる資質ではもちろんない。広く人間全般に求められるものであり、人は、道徳性や倫理性をもつがゆえに他の動物と区別されるともいうことができる。今日多発している残虐な犯罪、虐待、詐欺・横領、非常識な天下りの横行、公務員の不祥事、品格なき政治家、はては教員の破廉恥行為等々は、日本人の間に道徳性や倫理性の低下が急速に進んでいることを物語るもので、まさに非常事態ともいうべき憂慮すべき事態である。専門職にまでその風潮が蔓延するようなことがあっては断じてならない。

専門職者には、一般市民とは異なる特別の倫理が求められる。専門職者は、高度な知識や技術・技能を持っており、福祉サービスの利用者に個別に接して業を施すことが多いことや、ある程度の利用者のプライバシーへの関与などが認められたり、加えて、相手は児童とか高齢者あるいは障害者といった方々であることから、ともすれば施業者が福祉サービス利用者よりも優位な立場にあるかのような錯覚に陥ったり、不正や非行に誘われるような機会もある。一方、福祉サービスの利用者が専門職者を頼りにし援助を受けるのは、専門職者の人格を信頼するからであり、専門職者にとって、社会的信用を維持し高めていくことは、その業務を遂行する上での不可欠の条件である。

もし、専門職者が、信頼を損ねるような行為をした場合には、その専門職者のみならず、その専門職一般の信頼を失って業務遂行に支障をもたらしかねない。我々、介護支援専門員も専門職である。これを肝に銘じて業務に取り組みたい。

平成20年6月13日

各務原市介護保険サービス事業者協議会 居宅介護支援事業部会